

第 91 回行政改善推進会議 議事概要

- 1 日 時：令和 6 年 2 月 1 日（木）13:30～15:10
- 2 場 所：中国四国管区行政評価局行政相談委員室
- 3 出席委員：片木晴彦（座長）、石田晋作※、岡山一郎、日山恵美、深田巧※、松村健次、吉田裕幸（敬称略）
※石田委員は所属先から、深田委員は鳥取行政監視行政相談センターから、web 会議によりリモートで出席。

4 前回（第 90 回）の付議事案の報告

事務局から、第 90 回会議付議事案の「加入電話の解約手続等に係る利便性向上」について、あっせん後の関係機関からの回答内容及び改善内容を説明。

5 付議事案

農地相続時の届出促進のための制度周知について

【行政相談の内容】

会社員であった亡父名義の農地等の相続登記を自分で行った。

職場の同僚から聞くまで、農地を相続した場合には市町村農業委員会への届出が必要であることを知らなかった。

市役所で父の死亡届を提出した際や、法務局で相続登記をした際に、当該届出も必要であることを教えてほしかった。

事務局から、農地相続時の届出制度の概要、管内市町村等への調査結果について説明後、意見交換が行われた。

[委員からの主な意見]

- 農地の所有者であっても、家庭菜園程度の規模の農地だと、農地を所有しているという認識がないと思われるので、一覧には、届出が必要な農地についての説明が必要だと考える。
- 死亡関連手続ワンストップ窓口のなかでも、人口規模が小さい市町村では同窓口で各種の手続を行うことができるが、人口規模が大きい市では同窓口で全ての手続を終えることができず、手続によっては、窓口が関係各課で手続を行うよう案内することがあるようだ。

このように、死亡関連手続ワンストップ窓口の実情や手続の内容は、各市町村で相当に多様な様子があり、一概に同窓口で農地相続時の届出の手続まで行うことは求められないと思われる。しかし、同窓口で、届出が必要な者に対し、届出が必要であることを個別に案内することについては、可能な範囲での対応を求めることはできるのではないかと。

また、このような死亡関連手続ワンストップ窓口の形態があるのなら、同窓口を設置していない市町村でも個別の案内は可能だと考える。

- 市町村の固定資産税を担当する部署でも、課税台帳で農地の有無が分かるので、当該部署からも周知することが望ましい。
- 現在、農業委員会は農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）による地域計画の策定のために、農地の所有者の状況を調査しているようだ。この調査の際に、農地相続時の届出が必要な者に対して個別に案内するとよいと考える。
- 農業委員等は多忙であり、相続人等を把握するよう求めることはできないが、相続が発生していることに気付いた際に、その機会をとらえて、可能な範囲で、届出が必要であることを個別に案内するよう求める余地はあると思われる。

上記の意見を踏まえ、行政改善推進会議として次のとおり、意見を取りまとめた。

【行政改善推進会議の意見】

市町村によって死亡関連手続ワンストップ窓口の形態が異なることから、市町村農業委員会事務局に対し、当該市町村の死亡関連手続ワンストップ窓口等と連携し、同窓口の形態に応じて可能な範囲で農地相続時の届出が必要な者に個別に案内を行うよう促すことが望ましい。

農業委員等による農地利用状況調査等の業務の際に農地相続時の届出が必要な者に気付く場合があると考えられる。しかし、市町村農業委員会事務局は、既に農業委員等に様々な業務を依頼している。このため、市町村農業委員会事務局に対し、農業委員等に、農地相続時の届出が必要な者に気付いた際に個別に案内を行うことについて、可能な範囲で協力を依頼するよう促すことが望ましい。